| 胜 字 北 学 利 沃 • 新 汁 ↓ | | | | | | | 分類番号 | | J C D A O 9 |
|----------------------------|---|---|---|---|---|---|------|---|-------------|
| 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 | 内 | 部 | 通 | 報 | 規 | 程 | 実 | 施 | R02. 01. 01 |
| 日本イヤック開発励云 | | | | | | | 改 | 訂 | R05. 03. 01 |

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本キャリア開発協会(以下「協会」という)における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及び協会に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 通報処理体制

(対象と責任)

第2条 この規程は、この協会の役員及び職員・契約職員・派遣職員を含む全ての役職員に対して適用 する。

(役職員の責務)

第3条 協会の役職員は、協会内における不正行為を認知したときは、その是正に努めなければならない。

(相談窓口及び通報窓口)

- 第4条 通報処理の仕組み、通報対象行為への該当性等の相談に応じる窓口(以下、「相談窓口」という) を管理部門に設置し、必要に応じて外部機関にも設置する。
- 2. 通報を受け付ける窓口(以下、「通報窓口」という)は前項と同様とする。

(相談者及び通報者)

第5条 相談窓口及び通報窓口の利用者は、協会の役職員とする。

(通報対象行為)

第6条 通報窓口は、協会の業務において法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理綱領違反行為(以下、「不正行為」という)が生じ、または生じるおそれがあることについての通報を受け付ける。

(情報共有の範囲)

第7条 相談または通報において知り得た情報は、相談窓口及び通報窓口の担当者または調査チームの 構成員に限り、共有することができる。ただし、当該相談者または通報者の承諾のある場合にはこの 限りではない。

(利益相反関係の排除)

第8条 相談業務または通報処理業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報 の処理に関与してはならない。

第3章 通報の処理

(通報の方法)

第9条 相談窓口及び通報窓口の利用方法は電話・電子メール・FAX・書面・面会とする。

(通報受付における配慮)

第10条 通報窓口は、通報を受け付けるに際し、通報者の秘密に配慮しなければならない。

(通報受領の通知及び通報内容の検討)

- 第11条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速やかに通報を受領した旨を通知する。
- 2. 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討 し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。

(調 査)

- 第12条 通報された事項に関する調査は相談窓口及び通報窓口の事務局が行う。
- 2. 事務局長は、調査する内容に応じ、関連する部署のメンバーから構成される調査チームを設置することができる。
- 3. 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。
- 4. 調査担当者は、各部署に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。
- 5. 各部署は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

(進捗状況の通知)

第13条 通報窓口は、調査中、被通報者(不正行為を行いまたは行うおそれがあると通報されたものをいう)や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜、調査の進捗状況について通知するよう努める。

(調査結果)

第14条 通報窓口は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、 通報者に対し、その結果を通知する。

(調査結果に基づく対応)

- 第15条 協会は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止 措置を講じなければならない。
- 2. 協会は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課すこととする。ただし、通報者または調査に協力した者が自ら不正行為に関与

していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

3. 協会は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

第4章 関係者の責務

(通報者等の保護)

- 第16条 何人も、相談者及び通報者(以下、「通報者等」という)が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取り扱いも行ってはならない。
- 2. 協会は、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して不利益取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すこととする。
- 3. 協会は、通報者等が相談または通報したことを理由として通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この規程は令和2年1月1日から実施する。

この規程の一部を改訂し、令和5年3月1日から実施する。